

粳米質入れ政策の功罪：経済学者の見解

京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科

教授 玉田 芳史

はじめに

タイでは2014年5月22日のクーデタに始まる軍事政権が続いている。終着点はまだ見えてこない。軍が批判をもつともせずクーデタを実行した理由、多くのタイ人がクーデタやむなしと感じた理由、そして少なからぬタイ人がいまだに軍事政権に愛想を尽かさない理由、その主たるものの1つは、インラック政権の粳米質入れ事業にあるとあってよかろう。軍事政権がこの政策にまつわる不正に対する摘発や批判に力を入れてきたのは、支持調達に有効と感じているからであろう。

粳米質入れ政策はインラック政権が2011年10月から実施した。同年7月の総選挙で、プアタイ党が政権公約の目玉の1つに掲げたものであった。しかし、実施から1年後の10月には汚職防止取締役会（NAAC）へ汚職調査を求めるものが出てきた。NAACは2012年12月に調査委員会を設置した。その調査・訴追に基づいて、最高裁判所政治家事件部は2017年8月に、事業を担当していた商務大臣に懲役42年、局長に40年、共謀していた業者に48年といった厳罰を下した。インラック前首相は厳しい判決を予想して、出廷を避け、兄タクシン元首相と同様な国外逃亡をすることになった。裁判所は、2017年9月には、商務省が政府間取引と主張する米輸出には違法性があると認識しながら阻止しなかったことの法的責任を認めて、前首相に懲役5年の実刑判決を下した。前首相はそれ以前から、粳米質入れ政策を原因として、2014年にはNAACから7月12日に訴追され、2015年には1月23日に任命国会で弾劾を受け、2月19日に検察から最高裁政治家事件部へ起訴され、2016年には10月13日に財務省から事業に由来する損害350億バーツの賠償を請求されていた。

インラック政権が政治・刑事・民事責任を厳しく問われる粳米質入れ政策とは、いったいどういうものであったのか。どのような問題点が指摘されてきたのか。粳米質入れ政策をめぐる賛否両論が激しく対立してきた。野党の民主党は国会でこの政策の問題点を厳しく追及した。その先頭に立ったのは、医者から政治家に転じ、ピッサヌローク県から当選3回のワロン・デートキッチャウィクロムである。彼は2014年には『大叙事詩米汚職：米質入れの汚職の全貌解明』という書物を出版した。プアタイ党は対抗して2017年に『質入れ潰しは農民殺し』という書を出版した。

ここでは、明白な利害当事者の政治家ではなく、研究者の見解を紹介したい。研究者の中で、粳米質入れ政策についてもっとも積極的に意見を表明してきたのは経済学

者である。今回は、タイを代表する経済シンクタンクの TDRI (Thailand Development Research Institute) が 2014 年に刊行した『汚職の事例研究：米全粒質入れ事業』という研究成果報告書を取り上げたい。これは、TDRI にあって、米政策研究の重鎮アムマーン・サヤームワラーを顧問、粳米質入れ政策批判の先頭にたってきたニポン・プアポンサコーンを代表とするチームの研究成果である。この報告書は、どのような汚職が行われ、被害額がどれほどであったのかを解明することを狙いとしている。

粳米質入れ政策をめぐる政治家の意見や司法判断の詳細・是非については、機会を改めて論じたい。本稿では、まず粳米質入れ政策の概要を紹介し、続いてニポンらが解明したと主張する汚職の手法ならびに被害の規模について紹介したい。

1. 粳米質入れ政策とは？

まず、粳米質入れ事業がどのような政策なのか、概要を見ることにしよう。タイ政府が農産物市場へ質入れ政策という形で介入するのは 1982 年が最初であった。農民が米を収穫後すぐに安い価格で売り急がなくてもよいようにするための政策であった。農民は市場価格が上昇するのを待って、請け戻して売却することができた。質入れの価格が市場価格を上回ることにはなかった。ところが、21 世紀になると、質入れ価格は、市場価格と同等に引き上げられ、その後 2003 年には初めて市場価格を上回るようになった。その結果、請け戻しが減り、政府は米の売却に苦慮することがあった。

インラック政権における粳米質入れ事業の狙いは (1) 農民の所得を増やして生活を改善すること、(2) 農民の購買力を高めて内需を拡大すること、(3) 米価の安定を図ること、(4) 国際市場におけるタイ米の価格を引き上げること、以上 4 つであった。政治面では有権者の多数派を構成する稲作農民の支持を取り付けること、経済面では政府が粳米買い上げを独占し、輸出量を管理して輸出価格を引き上げることが重要であった。

インラック政権は 2011 年 10 月から 2014 年 5 月クーデタまでに、5 作季分を実施した。政府が投じた予算は 8,570 億バーツ (予算の 17.4%)、買い上げた粳米は 5,421 万トン (総生産量の 52.2%) であった。事業に参加した農民は 177.8 万人、精米所 826 カ所、倉庫 1,685 カ所、米検査会社 20 社であった。政府側では、農業・協同組合省の農業振興局、商務省の国内商業局と貿易局、政府系企業の農業・農業協同組合銀行 (BAAC)、商品倉庫事業団 (PWO、商務省傘下)、農民市場事業団 (MOF、農業・協同組合省傘下) などが関わっていた。

事業実施の流れは次の通りであった。まず農民は、土地の所有権ないし借地権を証明する書類を添えて、農業振興局の区 (tambon) 担当職員に申請する。村で会合を開き、村の委員や近隣住民による確認を経て登録認定証を受け取る。それは、作付け面積、品種、作付け日、収穫予定日、予定収穫量が記載されており、質入れのときに用いられる。

次に質入れ段階では、農民は収穫した米を精米所へ運ぶ。精米所では、重量、水分などを測定して価格を決定する。精米所は「測定証」という書類を農民に渡す。農民はこの測定証と登録認定証を持参して、PWO もしくは MOF の所定の事務所に提出し、3日以内に「倉荷証券」（預かり証や質入れ証に相当）を受け取る。農民はその倉荷証券を、BAAC に持参して支払いを求める。BAAC は振込のための口座を開き、7日以内に振込を行う。

精米所は米を受け取ったら、粳米質入れ事業のシステムに入力しなければならない。精米所は、PWO もしくは MOF の注文に応じて、7日以内に精米し、指定の倉庫へ送付する。精米所は、精米手数料、袋代、距離に応じた輸送賃を商務省から受け取る。粳殻、糠、碎米は精米所の所有となり、その分を受け取り代金から差し引かれる。

倉庫は、政府が民間から借りたものであり、そこでは政府が雇う民間企業の品質検査官が待ち受ける。検査官は、米の品質や水分量が PWO もしくは MOF の注文通りかどうかを調べる。間違いがなければ、倉庫に搬入する。検査官は大半が米の品質保持処理〔防虫剤や燻蒸〕も行う。倉庫には PWO もしくは MOF の職員がおり、米の在庫量を調べて、毎日本部へ知らせる。政府が米を売却するときには、買受人が買取証明証を持参して倉庫番の職員に提示することで初めて搬出可能になる。

政府の在庫米の売却方法については、5つが定められていた。(1)一般入札、(2)農産物先物市場、(3)政府間取引、(4)生活支援事業、(5)官庁への売却である。後にもうひとつ、外国からの注文書に基づく売却も可能になった。

2. 汚職の手法

事業実施にあたって、汚職はあらゆる段階で発生した。農民、精米所、倉庫、検査官、そして政府在庫の販売段階である。

2.1 農民

農民の中には、申込時に、実際の生産高よりも多くを登録し、獲得した権利を1トンあたり500から2,000パーツで知人や精米所に売るものがいた。村での認定時に、地方政治家は集票を意識して、農業振興局職員は地元有力者に遠慮して、過剰申請を黙認しがちであった。質入れ量が予想を上回ると、政府は買い上げ量を、2012年には1戸あたり50万パーツ以下、2013年には35万パーツ以下へと制限した。

表1 粳米質入れ事業参加農民数

回	時期	認定戸数(戸)	質入れ人数(人)
1	2011年雨季	3,490,483	1,127,571
2	2012年乾季	774,568	1,409,719
3	2012年雨季	3,499,921	1,777,996
4	2013年乾季	646,202	765,628
5	2013年雨季	2,603,347	1,663,438

出所 Nippon et al., page 2-4, Table 2.1

すると、大規模農家の中には水田を親族で分割して質入れ申請するものが出てきた。4 回目や 5 回目の事業では政府が態度を厳しくして、認定を受ける農民の人数が減った（表 1 参照）。

農民の中には事前に申請していた分量よりも多く販売するものもいた。政府は 3 回目までは 2 割までの超過を許していた。政府が態度を厳しく改めた後にも、一部の農民は、複数の精米所に販売するという方法で、申請分よりも多くの米を質入れした。政府は事業に参加した精米所をコンピューターのネットワークで結んでいたにもかかわらず、精米所や倉庫のデータを統合していなかったため、PWO や MOF の職員は不正を見抜けなかった。

精米所は農民が持ち込んだ米を、重量、水分量、異物混入を厳しく測定・査定することによって、安く買いたたこうとした。1 トン 15,000 パーツのはずの白米が 12,500 から 13,000 パーツといった具合である。さらに、一部の精米所は、倉荷証券の交付を何週間も先延ばしした。現金をすぐに欲しい農民に、質入れ価格よりも安い市場価格で売却させる圧力になった。

2.2 精米所・倉庫・検査官

精米所による不正は、大きなものとしては、2 つある。1 つは隣国からの米の輸入である。たとえば、2012 年から 2013 年初めにかけては、カンボジアから 50 万トンから 150 万トンの米がタイへ持ち込まれたと見積もられている。輸入米を国産米と偽って質入れ事業で高く買い取った。もう 1 つは、質草の米を無許可で転売し、安い米とすり替えて穴埋めするという方法である。

違法転売の一因は、米の大半が政府の保有するところとなっており、米の輸出業者や卸売業者が米の調達に苦慮したことにある。そこで、政治家とコネを持つ仲介業者が暗躍して精米所から調達した。仲介業者はその後政府から安い古米を買い受けたり（2011 年以前の質入れ事業で政府が買い上げていたもの）、安い輸入米を調達したりして、精米所に代わって PWO や MOF の倉庫へ搬入した。

検査官は、精米所が倉庫へ米を搬入するときに特別な手数料を徴収した。検査料は慣行では 1 袋あたり 2 パーツのところ、7 から 10 パーツを請求するものがあった。支払いを拒むと、精米所から米を輸送する車は倉庫の前で搬入を何日も待たされた。その費用は上乗せの支払いよりも大きくなった。

質の悪い米を搬入する精米所もあった。水分が 15% を超える米を倉庫へ持ち込み、検査官に 1 袋あたり 100 から 200 パーツの袖の下を渡す。そうした米はバイ菌を繁殖させやすく、倉庫内の米を劣化させる可能性があった。また、政府から手数料を受け取りながら、手抜き品の品質保持策しか施さず、害虫を発生させた精米所から、口封じ料を請求する倉庫もあった。

3. 汚職の極み

3.1 政府米の売却

農民、精米所、検査官、倉庫による不正は、精米所の米を無許可で販売してしまう事例（政治的な有力者の後ろ盾が必要）を除いては、個別の事例としては規模が小さい。米の売却段階での不正は、金額も大きく、深刻であった。売却に関連した汚職は、政府間取引、特定業者への売却、低価格袋詰め米事業の3つに関わっている。市場における卸売価格よりもかなり安い値段で政府から米を購入した業者は、その米を輸出業者や袋詰め米業者へ市場価格で販売する。このため、政府から買い取る権利を持っている業者は巨額の利益を得た。

政府間取引については、政府は取引上の秘密であると主張して、販売量も販売価格も明かさなかった。中国の企業を通じた政府間取引であると政府が主張したものは、民主党議員の追及によれば、実際にはタイ国内の業者への売却であった。政府は、2012年に民主党から追及を受けた後、政治家が会社を設立して政府間取引の契約当事者にしていたものを、中国の省レベルの公営企業を契約当事者とするものへ変更した。しかしながら実際には、中国政府が米輸入を認めている公営企業はCOFCO社1つしかなく、省の企業は存在しなかった。

偽装への追及が強まると、政府は輸出業者や袋詰め米業者へ販売する方法へと変更した。政治家とコネを持つ人物が仲介者として暗躍した。仮にトンあたり15,000バーツで3,000トン購入することで合意すると、買い手は代金の4,500万バーツを官庁へ支払い、3,000トンの米を受け取る。しかし実際には、仲介者は政治力を使って、トンあたり12,000バーツで仕入れ、差額分（4,500万バーツ－12,000バーツ×3,000トン＝900万バーツ）に相当する750トンを無料で入手する。

2つ目の不正は、特定業者への売却である。商務省によると、2012年2月から2014年4月までの間に、この方法で570万トンの米が売却されていた。誰に、いくらで、どれだけ販売したのかが開示されず、明朗ではなかった。政府が米を市場価格よりも安く販売していたことは、商務省がBAACへの債務支払いにあてた米売却代金の総額と、インラック政権が売却した米の分量1,637万トンから導き出される平均価格がトンあたり11,122.9バーツにとどまることからわかる。それは国内の市場価格よりも数千バーツも安かった。

3つ目の不正は、商務省が低所得者向けに廉価で小袋詰めの米を販売する事業と関連していた。その低価格袋詰め米事業では、政府は1kgと5kgの袋詰めで250万トンを用意した。PWOの指定精米業者が袋詰めや輸送を引き受け、3社が卸売りを引き受けた。卸売りを獲得した3社は不動産会社やドライ・フラワー会社であって米業界とは何の縁もなく、名義貸しにすぎないと上院の調査で証言した。3社は政府から米を受け取ると、加工を行う精米所3社に米を渡した。米代金を支払ったのは加工を

担当する精米所であった。加工から卸売りまで一手に握った精米所は、1kgあたり8.32バーツと安価に米を仕入れ、加工賃を受け取った上で、指定の低価格よりも高く販売することが多かった。PWOによると、事業用に出庫した米は110万トンであった。上院の調査ではこの事業で消費者に届いたのは18.6万トンにすぎないので、90万トンほどが紛失したことになる。

3.2 消えた米

政府在庫米の売却だけではなく、在庫の管理にも汚職の疑いがあった。2013年5月23日付けの報告書によると、2013年1月31日時点でPWOとMOFの倉庫から290万トンが紛失していた。しかし、一方では倉庫から持ち出していた米を別の米で穴埋めし、他方では帳簿を修正することにより、同年9月には紛失は解消されていた。この紛失発覚を受けて、PWOは米在庫に関する数値発表をやめてしまった。2013年10月から2014年4月にかけては、PWOが発表したのは、倉庫に搬入されるべき米の量だけであった。

在庫米が消えた理由は、高価な良質米を売り飛ばし、安い米を代わりに補填したことにあると考えられる。それを裏付けるのは、2011年から2014年4月にかけての時期に、476万トンの蒸し米¹が輸出されていたことである。粳米に換算すると790万から800万トンに相当した。質入れされた粳米を入手しなければ、蒸し米は作れなかった。蒸し米は白米よりも高価であり、参入は知識や技能が必要であった。質入れ事業に参加した精米所のうち20カ所ほどは、蒸し米製造能力があった。そうした精米所のなかに、粳米を蒸し米用に転用したところがあったと想像される。

売り払った在庫をどう補填したのか²。第1は、政府から買い付けた古米である。2011年10月から2013年12月にかけて、政府は200万トンの古米を売却していた。異例に多い量であった。第2は、上述のように、輸出業者や袋詰め米業者向けに米を調達した仲介業者が、無料で受け取った米である。第3は、隣国から安価に輸入した米である。ミャンマーの場合、タイの半額ほどであった。

不正を疑わせる要因がいくつかあった。まずは米在庫情報の不審点である。米の倉庫搬入に遅延が生じていた。2012年9月に終了する第2季目の事業で初めて遅延が生じた。3季目つまり2013年の1回目で遅延がひどくなった。質入れ量は879.8万トンのところ、在庫量は467万トンしかなかった。すでに売却済みの84万トンを差し引いても、足りなかった。2013年になって290万トンが紛失していることがわかった。MOFは2013年7月から米在庫量を報告するようになったものの、PWOは質

¹ 粳米を蒸した後、乾燥させて精米した米。アフリカや中東で人気がある。

² ニポンらは、これら3つに加えて、2013年6月以後には次の作付け季の米が質入れされるようになり、それを前季の米と偽った可能性も指摘している。

入れされた粳米の総量を報告するだけにとどまり、在庫量を報告しなかった。

次に帳簿記録の問題である。本来であれば、商務省は米の作付け季、品種、分量、担当倉庫名を、BAACに知らせ、同行はその情報と倉荷証券を財務省に提出するべきであった。ところが、質入れ事業では2011年の当初から、商務省はBAACに、作付け季のみしか知らせていなかった。さらに2013年6月からは、商務省貿易局は作付け季を区分せず、1回目と2回目の質入れ事業を合算して支払うようになった。作付け年の情報しかないため、どこに不正があったのかを調査するのが難しくなった。

米の紛失が汚職と関係していると思わせる状況証拠がいくつかあった。第1に、政府は200万トンを超える古米を売却した。第2に、政府は2012年に精米の先送りを容認する決定を下した。第3に、商務省は隣国からの米輸入をそれまで年間数ヶ月限定であったものを毎月可能に変更した。第4に、PWOは米在庫量を明確にせず、MOFとともに、倉庫内の複数の山に分けることなく1つの山に積み上げた（質の悪い米を隠しやすい）。

4. 粳米質入れ事業の収支勘定

4.1 事業の収支勘定

ニポンらは事業の収支を次のように算定している。米の買付代金は8,570億バーツであり、これは5,420万トンの米、つまり生産量の52.3%を買い上げられる金額であった。運営費と利子は1,102億バーツ、倉庫で品質が劣化した米が176億バーツであった。その総額は9,848億バーツであった。他方において、米の売上代金は1,800億バーツ、米の在庫は2,640億バーツに相当する1,860万トンであった。それゆえに、2年半の間に事業は、5,390億バーツの赤字を生み出したことになる³。

赤字の理由は、第1には市場価格よりも高く買い上げたこと、第2には買い上げ価格よりも安く販売したこと、第3には汚職であった。それに加えて、在庫の売却が遅れるほど、保管料と利子が嵩んでいった。

この事業は農民や消費者にどのような影響を与えたのであろうか。事業が実施された5季には米の生産量が増えた。米の卸値は、実施前の1トンあたり15,325バーツであったものが、最初の25ヶ月には17,810バーツへと上昇し、最後の半年には15,190バーツへ下がった。

農民は全体では5,600億バーツ、事業に参加したものについては2,960億バーツの利益を得た。事業に参加しなかった農民も粳米価格上昇の恩恵を受けていた。他方、消費者は最後の時期に米価が下がったことによって、120億バーツの利益を得ていた。

³ この数字は報告書原文のままとした。Nippon et al., page 5-14.

合計すれば、利益は5,720億バーツであった。

政府の手元には2,640億バーツ相当の在庫が残った。こうしたことを考慮しても、社会にとっての負担は重かった。政府が価格を維持するため輸出を抑制した結果、輸出量が減った。政府が市場介入しなかった場合と比較すると、2年間で1,230億バーツの損失につながっていた。

4.2 汚職の金額算定

米売却にまつわる汚職は、政府間取引、密室販売、米の紛失やすり替え、安価な袋詰め米事業の4つがあった。

事業期間中に政府が売却した米は1,637万トンあった。売却方法ごとの内訳は、①一般公開入札95万トン、②農作物先物市場での入札80万トン、③輸出業者協会からの指し値買い付け40万トン、④輸出業者による買い付け530万トン、⑤廉価袋詰め米事業(PWO)での売却110万トン、⑥刑務所への販売4万トンであった。その他の780万トンは政府間取引と推定される。これらのうち、①②③⑥は汚職のない売却であったと考えられる。

政府の販売価格は平均すると1トンあたり11,521バーツであった。経費を加味した正当な販売価格は16,247バーツであった。ニポンたちは単純な差額4,726バーツではなく、5,468バーツが汚職といえる不当な価格差であったと指摘する。

ニポンたちは、政府間取引の780万トンと(政治家とコネのある仲介業者が斡旋した)輸出業者への売却530万トンについては、70%が汚職と推定している。その金額は451億バーツと215億バーツに相当する。

商務省の低価格袋詰め米事業に由来する損失は3種類あった。1つは倉庫から搬出されたものの、袋詰めにならず、倉庫へ返却もされなかった52万トンである。金額は26億バーツである。2つ目は、消費者に届かなかった40.7万トンである。倉庫から搬出され、保証金も支払われていた。政府の損失は価格差であり、20億バーツである。もし保証金が支払われていなければ、損失は41億バーツにふくれあがる。3つ目は、加工費が支払われているにもかかわらず、消費者に販売されなかった18億バーツである。これら3つの損失の合計は、65億バーツから85億バーツに達する。

2013年に倉庫から290万トンの米が消えたと指摘されたものの、2014年クーデタ後の調査によると、帳簿とつきあわせて不足していることが判明したのは12万トンにとどまっていた。質の悪い米を含む古米や輸入米などで紛失分の補填が行われたからと考えられる。2014年の調査で、腐っていると指摘された在庫米の6%はそのときにすり替えられた質の悪い米であった可能性がある。ニポンたちは、質入れ米とすり替えられた質の悪い米は少なくとも200万トンあったと推定する。1つは、2010年以前に政府が買入れていた売れ残り古米であり、政府が200万トン売却した。うち

30万トンがインドネシアへの輸出であったので、残る170万トンがすり替えに使われた。もう1つは、仲介業者が政府から購入した腐った米80万トンである。ニポンたちによると、新米とすり替えられた質の悪い米は250万トンということになり、政府の売却予定価格とこれらの劣化米の価格差が不当な利益金額であり、256億バーツの損失を招いたことになる。

以上のことから、米売却に伴う汚職は金額にすると、751億バーツになる。これは精米所協会の元会長の800億バーツという推定値と近い数字である。ただし、米の紛失やすり替えも加算すれば、被害は1,002億バーツになる。

5. おわりに

5.1 まとめ

ニポンたちは、調査の結果を次のように要約している。第1に、農民には5,600億バーツの利益があった。ただし、主として恩恵を受けたのは中規模や大規模な農民であった(表2参照)。この事業には9,850億バーツの費用がかかった。その大半は、政府系金融機関からの借り入れという予算外の資金であった。政府は国会への報告義務がなかった。5耕作季の実施で、5,390億バーツの赤字が出た。赤字は、高価な買い取り、安価な売却に由来していた。これ以外にも貨幣価値に換算できない被害も出ていた。米の品質低下、外国市場での名声失墜といったことである。政府が農民に直接支払う方法(価格保証政策)を採用し、市場への介入を避けていれば、被害や損失はもっと少なく抑えられた。

表2 粳米質入れ事業に参加した農民と参加しなかった農民の比較

	参加農民	非参加農民
調査人数(名)	396	147
作付け面積(ライ)	33.27	16.21
1ライあたり収量(kg)	600.59	477.33
年間作付け回数(回)	1もしくは2	1
稲作からの年収(万バーツ)	37.6	12.8

出所 Nipon et al., page 3-2

第2に、低価格で販売したことに由来する汚職の金額は845億バーツから1,027億バーツである。その内訳は、米の重量で見れば、政府間取引780万トン、癒着業者への売却がおよそ400万トン、低価格袋詰め米事業に110万トンである。それ以外に、在庫米のすり替えもあった。金額でいえば256億バーツである。倉庫から持ち出されたまま、補填されなかった米もある。それは19億バーツである。米の売却以外の面でも汚職や不正が観察された。たとえば、農民の質入れ権過剰申請、精米所への質入れ権売却、隣国からの米の輸入、質入れ事業への参加の申請をしていない農民による米の質入れ、偽の倉荷証券交付などがあった。

最後に、粳米質入れ事業では、代金の支払いが遅れ、汚職や不正が蔓延ったにもかかわらず、調査対象とした農民には粳米質入れ事業を支持するものが多かった。つまり、参加農民の 60.7%、非参加農民の 51.0%は事業の継続を望んでいた。

5.2 脱民主化への汚職批判利用

ニポンたちは米の売却段階での汚職を最大の問題と捉えている。政府間取引については、最高裁政治家事件部で厳しい実刑判決が下されたように、深刻な汚職が存在していた。しかし、彼らが民主党議員とともに批判の俎上に載せる政府在庫米の紛失については、まさに記録が不十分なせいもあって、懸命の立証努力にもかかわらず、横流しした在庫を古米や輸入米で補填したという主張には必ずしも十分な説得力があるとは思えない。次に、高く買い上げて、安く販売したことに由来する赤字分についてはどうであろうか。政治家と癒着した業者に不当に廉価で販売した分は汚職である。しかし、国際価格に応じて安く輸出した分も汚職といえるであろうか。簡単にいえば、逆ザヤが生じる政策は汚職なのかということである。ニポンらは赤字の額が大きいことを強調し、赤字を出して政府に財政負担を強いることも汚職の 1 つと捉えている。これは政治家ではなく、専門的な学者の意見なので、影響が小さくない。

たとえば NAAC は、粳米質入れ事業の汚職調査に当たって、ニポンの研究に依拠していた。TDRI の政治的な役割を分析したエーカシットは、「タイ政治における TDRI の主たる役割は、民主政治のもとでの民衆の政治的圧力から 60 年前 [=1950 年代半ば] に構想され固められた主流派のマクロ経済政策の継続性を守り抜くことだ」と指摘している⁴。TDRI は政治的に中立のように見えて、実は中立ではないことが多いのである。

政治学者のウィーラは、粳米質入れ政策をめぐる TDRI の役割について次のように指摘している。「米政策に関する調査を行う専門家は多くが TDRI で働いている。」その専門家集団は知識と伝達という 2 つの技能に長けている。知識については、粳米質入れ政策を批判する学術書や学術論文をたくさん書いてきた。学術研究の体裁をとっていることが、説得力を高めている。伝達能力については、一般人と異なり、公の場での発言や公開書簡をマス・メディアで取り上げてもらいやすい。ウィーラはさらに、TDRI と、インラック政権打倒のデモ集会を指導した PDRC (国王を元首とする完璧な民主主義へと国政を改革する人民委員会、いわゆる国旗派) との関係について次のように指摘する。「粳米質入れ政策はインラック政権を支える正当性の核となっており、PDRC はその政策に攻撃を集中した。」その際に TDRI は PDRC に正当性を提供した。PDRC は、一方では新自由主義と競争を支持し、他方では多数派の暴政の問題をえぐ

⁴ Ekkasit Nunphakdi, "Kan tham ngan khong TDRI nai kanmuang thai", Ph. D. thesis, Chulalongkorn University, 2015, p.(1).

り出した。「かくして、PDRC は粳米質入れ政策と代議制民主主義の両方に反対する運動になった。」「粳米質入れ事業に反対する運動は、選挙に反対する運動になり、2014年クーデタに帰着した。クーデタの指導者は権力奪取を、汚職を減らし、粳米質入れ事業への無駄な支出を減らす方策の1つだとして正当化した⁵。」

軍隊は、粳米質入れ政策を、クーデタの正当化だけにとどまらず、有権者への利益誘導になりうる所得再配分政策を厳しく制限する政治体制を築き上げる企ての正当化にも利用している。それは代議制民主主義の魅力を削ぎ落とし、非民主的な権威主義体制を甘受させようとする試みである。



⁵ Weera Wongsatjachock, “Politics of Expertise and Democratisation in Thai Rice Policy: A Case Study of Rice Pledging Scheme”, M.A.thesis, University of Sheffield, 2015.